

## 産研発ベンチャー企業の支援に関する申し合わせ

### 1. 目的

産業に必要となる先端的な事項で、材料、情報及び生体に関するものの総合研究を行う本研究所において、その研究成果を活かして産学連携を一層推進するための拠点として設置されたインキュベーション棟等を活用し、ベンチャー企業を起業して積極的に研究成果の社会還元を行おうとする本研究所教員による「産研発ベンチャー企業」の支援を行うことを目的とする。

### 2. 産研発ベンチャー企業の定義

産業科学研究所に所属する教員(招聘および客員を除く)が在籍中に得た研究成果をもとに設立された企業(産業科学研究所退職後3年以内に限る)。

### 3. 具体的な支援策

産研発ベンチャー企業の支援策として、当該企業がインキュベーション棟に入居する場合は企業の利用料金 3,000 円/㎡月(年間 36,000 円/㎡)を適用せず、20,000 円/㎡年に減免する。減免は1社につき面積は 55 ㎡、年限は 5 年間を上限とする。また、利用料金の算定に当たっては月割りで算定するものとする。

### 4. その他

支援対象となる「産研発ベンチャー企業」の認定及び支援の決定は、当該企業から提出された資料(論文、講演要旨、報道、特許など、第三者的に産業科学研究所発の成果であることが確認できるもの)に基づいて産学連携室で行い、施設の利用許可については各施設の利用専門委員会で行う。

#### 附 則

この申し合わせは、平成24年10月18日から施行する。

#### 附 則

この申し合わせは、平成30年3月23日から施行する。